

G7 開発大臣会合

G7 宣言“開発途上国における脆弱性への対処及び危機の予防”（仮訳）

（2019年7月4日 於：仏，パリ）

2030 アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）のビジョンの実現、及び極度の貧困とジェンダー不平等を含む不平等との闘いに関し、我々が直面する課題は依然として深刻である。7億3600万人の人々が、未だに、一日の所得が1.9米ドルに満たない貧困ラインを下回る水準で生活している（世界銀行）。2030年までに潜在的に世界の最貧人口の半数近くを擁することとなる、脆弱性、紛争及び暴力にさらされている地域においては、これらの課題はさらに深刻である。今日の暴力的紛争の多くが機会の不平等と土地をめぐる不平等に起因する不満と関係しているように、気候変動、環境悪化、人口圧力、ガバナンス及び組織能力の不足、エネルギー・アクセスの欠如、及び増大する不平等から生じる、複雑かつ差し迫った地球規模課題の影響の下で、これらのリスクは増大している。特に女性や女兒等、取り残された人々に答えを用意するために、強い包摂的な行動が求められている。我々G7は、特に次の分野において、我々の共同の対応及び必要に応じ多国間フォーラムにおける我々の連携を強化することにコミットする。

1 我々は、安定のためには、正統で、透明性があり、説明責任を果たす、包摂的な国家の存在を強化することが極めて重要であることを確認する。脆弱性に直面している国家が改革を実行する第一義的責任を有することを再確認する一方で、我々は、特に、財政動員・人材配置の強化、公共サービス提供への支援、及び法の支配と人権の尊重の擁護の目標について、G7は脆弱国の能力構築支援において重要な役割を果たせることを認識する。市民の参加と関与、透明性、説明責任もまた改善されなければならない。

2 我々は、新たな危機の発生を予防するため、開発パートナー国と協働し、脆弱性の主要な要因に優先的に対処することにコミットする。我々は、経済協力開発機構（OECD）開発協力委員会（DAC）の人道・開発・平和の連携に関する勧告に沿って、原則に基づいた人道的行動を擁護しつつ、外交・安全保障・安定化の側面を、人道・平和・開発の側面と連携させた包括的かつ予防的アプローチを採るよう、全てのステークホルダーに対し要請する。我々は、国内及び国境をまたぐ地域のいずれかにおいて、現場における証拠に基づいたリスク地域の特定を提供するため、また、地方、国家、地域または大陸レベルでの紛争・暴力予防のための共同または連携した開発プロジェクトに係る具体的な勧告を作成するため、全てのステークホルダー間において、分析の共有を強化する必要性を強調する。我々は、世界銀行グループがサヘル同盟の枠内で実施しているサヘル・リスク強靱性アセスメント（RRA）及び共同行動に関する情報提供のための、リスク及び強靱性の要素の共通理解に向けた正しい段階としての国連サヘル支援計画を賞賛する。

3 我々は、国際機関及び金融機関に対し、開発途上国における脆弱性の要因に優先的に対処し、また、それら機関の戦略を、平和・人道・開発の側面との補完性及び一貫性を保つものとするよう奨励する。我々は、世界銀行グループによる脆弱性・紛争・暴力（FCV）に関する戦略策定の取組を完全に支持する。我々は、アフリカにおける脆弱性への対処及び強靱性の構築のためのアフリカ開発銀行（AfDB）の戦略を歓迎する。我々は、人道・開発・平和の連携の課題に応える連携した対応を実現するため、国連及びそのパートナーの強みを結集することを目的とした、人道・開発の協働推進のための国連副事務総長主導の合同運営委員会の取組を称賛する。我々は、共同レポート「平和への道筋（Pathway to Peace）」作成のための世界銀行及び国連による協働、また、OECDの紛争と脆弱性に関する国際ネットワーク（INCAF）

及び AfDB, イスラム開発銀行等の地域開発銀行の協働を歓迎する。

4 我々は、主要な脆弱性の要因に対処する際、地域のオーナーシップと解決策を推進することにコミットする。相互学習及び南南協力は鍵となる。この観点から、我々は、平和構築と国家建設に関する国際対話（IDPS）を支持し、紛争・脆弱国によって構成されるグループである g7+ による、脆弱国間の経験共有を推進する「脆弱から脆弱への（F2F）」協力の枠組みを認識する。我々は、援助効果にかかるパリ宣言（2005 年）、アクラ行動計画（2008 年）、効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ（2011 年）、及び「ニュー・ディール（New Deal for Engagement in Fragile States）」（2011 年）に沿った、相互の説明責任に支えられた、地域主体の、協調・連携された開発協力を脆弱国において供与することにコミットする。

5 我々は、特に、予防、強靱性、備え及び早期の行動へのより大きな投資の促進、早期警戒・早期行動メカニズムの構築、プロジェクトの特定及び実施の迅速化、並びにアフリカ主導のアフリカ・リスク・キャパシティからの保険等のツールを通じた災害への資金の事前の準備等を含め、我々の支援の説明責任及び効率性を高めることを通じて、脆弱かつ紛争の影響を受けた状況下での介入方法における更なる適応とイノベーションを奨励する。我々は、特に、最も脆弱な地域においては、我々のパートナーシップを国内的アクター、地域的アクター及び市民社会を含む形で拡大すること、また、女性・女兒、障害者、難民、国内避難民、危機の影響を受けた者及びホスト・コミュニティの構成員を含む、周縁化された集団の構成員の権利及び保護を促進することに特別な考慮を図ることを含めた、地方レベル及び国境地域での介入がきわめて重要であることを強調する。

6 我々は、気候変動、食料不安、紛争、健康上の緊急事態及びエネルギー・アクセスの欠如から生じる

ものを含む、衝撃と緊張に適応し強靱性を構築するための開発途上国の取組を支えることにコミットする。そのような状況で、我々は、特に多国間開発銀行及び民間セクターが、開発途上国において、国家計画と適合するような、気候適応及び強靱性構築のための投資を強化することを奨励する。

7 我々は、持続可能な平和及び開発に資する環境を構築するため、効果的で正統かつ権利を尊重する司法・治安サービスの実施を支える。我々は、司法・治安従事者の任務遂行を目的とした能力構築のため、特に女性・女兒を重視しつつ最も脆弱なグループに対する特別の注意を払いながら、司法及び治安への平等なアクセスを確保するため、並びに人権の尊重を保障するため、司法・治安部門改革（SSR）の重要性を強調する。我々は、我々の治安部門改革支援プログラムに女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画を組み入れるという目標を念頭に置きつつ、2018年に開始された取組、特にG7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ及び国連事務総長の持続的な平和のための取組に基づき、司法・治安部門における民主的ガバナンス強化に向けたプログラムをより重視していくことにコミットする。

8 我々は、女性、若者、不平等、平和及び安全保障に関係する国家及び国際的なイニシアティブの連関をより一層探求することにコミットする。特に、WPSに関する国連安全保障理事会決議第1325号及びその関連決議と「若者・平和・安全保障」アジェンダ等の実施を支援する。